

# 香川県報



号外 3

平成 16 年

3月31日(水曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規則

- 香川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一
- 香川県税事務所規則の一部を改正する規則 ( ) 七
- 香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則 (県立病院・施設経営課) 八
- 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則 (建築課) 九

### 告示

- 昭和三十四年香川県告示第八百十九号（狩猟者登録税及び入猟税の徴収金のうち証紙徴収に係るものの課税地の指定）の一部改正 (税務課) 一〇
- 昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 (審査課) 九

## 規則

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十一号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 香川県税条例施行規則（昭和二十九年香川県規則第十六号）の一部を次のように

改正する。

目次中「第八節 狩猟者登録税」を「第八節 削除」に、「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第十条第二項中「香川県東讃県税事務所納税第一課」を「香川県東讃県税事務所総務課」に改める。

第十三条の五中「又は法」を、「法第七十二条の三十八の第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は法」に、「（法）を」（法第七十二条の三十八の第二十二項及び法）に改める。

第十三条の六第一項中「に規定する」を、「（施行令第三十二条の三及び第五十六条の六の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

第二章第八節を次のように改める。

第八節 削除

第三十八条 削除

「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第四十五条中「法第七百条の五十四第一項」を「条例第二百二十条第二項」に、「第九十三号様式の二」を「第九十四号様式の三」に改める。

様式目次中「保全担保提供命令書」を「担保提供命令書」に改め、「第九十三号様式の二 狩猟者登録税・入猟税納税済印」を削り、「第九十五号様式 始動票札」を「第九十四号様式の三 狩猟税納税済印」に改める。

第九十五号様式 始動票札  
第四号様式（その七）を削り、第四号様式（その八）を第四号様式（その七）とする。

第四号様式（その九）中「入猟税通知書」を「狩猟税通知書」に改め、「非課税期間のうち平成十二年一月一日以後の期間については」を削り、同様式を第四号様式（その八）とする。

第四号様式（二）（その六）を削り、第四号様式（二）（その七）を第四号様式（二）（その六）とする。

第四号様式（二）（その八）中「入猟税変更税通知書」を「狩猟税変更税通知書」

に改め、「当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式  
を第四号様式S11(ネS11)とす。  
第五号様式(ネS11)(第一五の表面)中「○法人二税」を削り、同様式(第一五の  
表面)中「法人二税」を削り、同様式(第三五の表面)中「22」を削る。  
第三十八号様式(ネS11)を次のように改める。

第38号様式（その1）（第8条関係）  
（県税更正（決定）通知書の表面）

法人県民税・事業税更正通知書  
決定

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県 県税事務所長  
香川県小豆総合事務所長

印

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		から まで			徴収番号		
事業税					県民税		
区分		課税標準	税率	税額	課税標準	円	
所得割額	年 万円以下の金額 ①	円		円	法人税	税率	
	年 万円を超え年 万円以下の金額 ②	円		円		法人税割額 ⑬	円
	年 万円を超える金額 ③	円		円		外国の法人税等の額の控除額 ⑭	円
	小計①+②+③ ④	円		円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑮	円
	軽減税率不適用法人の金額 ⑤	円		円		利子割額の控除額 ⑯	円
付加価値割額 ⑥	円		円	割額	差引法人税割額⑬-⑭-⑮-⑯ ⑰	円	
資本割額 ⑦	円		円		既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑱	円	
収入割額 ⑧	円		円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑲	円	
計 ④+⑥+⑦+⑧又は⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨			円		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⑳	円	
仮装経理に基づく事業税の控除額 ⑩			円		差引 ⑰-⑱-⑲+⑳ ㉑	円	
課税免除の金額 ⑪			円	均等割額	均等割額算定月数及び均等割額 ㉒	月 円	
差引 ⑨-⑩-⑪ ⑫			円		減免の金額 ㉓	円	
既に納付の確定した当期分の事業税額 ⑬			円		既に納付の確定した当期分の均等割額 ㉔	円	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑭			円		差引 ㉒-㉓-㉔ ㉕	円	
差引増減額 ⑫-⑬-⑭ ⑮			円		差引増減額 ㉕+㉖	円	
⑮の内訳	所得割額 円	付加価値割額 円		利子割額	利子割額 ㉖	円	
	資本割額 円	収入割額 円			控除した金額 ㉗	円	
区分		不足・増加税額	率	加算金額	控除しきれなかつた金額 ㉘-㉙ ㉚	円	
加算金	(加重対象) 過少申告加算金 ㉛	円		円	既に還付を請求した利子割額 ㉜	円	
	不申告加算金 ㉜	円		円	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉝-㉞	円	
	重加算金 ㉝	円		円	利子割還付額 ㉞-㉟	円	
計 ㉛+㉜+㉝ ㉞			円	更正・決定の理由			
納付すべき額 ㉞+㉟+㉞ ㉟			円				
指定納期限	年 月 日						
指定納期限までの延滞金額	事業税	円					
	県民税	円					
納付場所	裏面一覧表のとおり						

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。  
なお、延滞金の計算方法は、納付書の裏面に記載してあります。
- この更正・決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

(県税更正(決定)通知書の裏面)

納 付 場 所

備考 連結法人の法人税割にあつては「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、特定信託に係る法人税割及び事業税にあつては「事業年度」とあるのは「計算期間」とする。

## 第46号様式の3(その2)(第13条の6関係)

担保提供命令書		
年 月 日		
様		
香川県 県税事務所長 香川県小豆総合事務所長 印		
地方税法第72条の38の2第2項(第72条の38の2第7項において準用する同条第2項)の規定により、県税の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。		
担保の内容	担保される県税	法人事業税
	担保される金額	円
	担保の種類	
担保の提供期限		
担保額の算出根拠		
注意 この処分について不服があるときは、この命令書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。		

第四十六号様式の三を第四十六号様式の三(その二)とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第五十八号様式中「たみんた」を「たみんた」に改め、同様式注を削る。  
第九十三号様式の二を削る。  
第九十四号様式の二の次に次の一様式を加える。

第94号様式の3（第45条関係）



- 備考 1 直径35ミリメートルとする。  
2 「東讃県税事務所」の欄は、それぞれの県税事務所名又は小豆総合事務所名とする。

第二条 香川県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条の五中「第七百条の十一の第二項」を「第七百条の十四の三第二項」に、「第七百条の十一の第二項」を「第七百条の十四の三第二項」に改める。

第四十六号様式の二中「

甲	甲	甲	甲
---	---	---	---

」を

「

甲	甲	甲	甲
---	---	---	---

」に改め、同様式注中「第七百

条の11の2」を「第七百条の14の3第一項」に改める。

第四十六号様式の三(その一)中「第七百条の11の2第一項」を「第七百条の14の3第一項」に改める。

附則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の香川県税条例施行規則第三十八号様式(その一)の規定は、平成十六年四月一日前に開始した事業年度に係る法人の県民税、同日前に開始した連結事業年度に係る法人の県民税、同日前に開始した計算期間に係る法人の県民税、同日前に開始した事業年度に係る退職年金等積立金に係る法人の県民税、同日前の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の県民税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の県民税を含む。以下同じ。)、同日以後の解散で当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日前であるものによる清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税、同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税、同日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)、及び同日以後の解散で当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日前であるものによる清算所得に対する事業税については、なおその効力を有する。

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十二号

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則

香川県県税事務所規則(平成十四年香川県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、納税第一課及び納税第二課」を「及び納税課」に改める。

第二条第一項中第七号を第十四号とし、第六号の次に次の七号を加える。

七 県税その他の徴収金の収納事務に関する事。

八 県税その他の徴収金の決算に関する事。

九 個人県民税に関する事。

十 県民税利子割の賦課に関する事。

十一 県民税配当割の賦課に関する事。

十二 県民税株式等譲渡所得割の賦課に関する事。

十三 納税貯蓄組合及び納税貯蓄組合連合会に関する事。

第二条第二項第七号中「狩猟者登録税」を「狩猟税」に改め、同項第八号を削り、同条

第五項を削り、同条第六項中「東讃県税事務所納税第二課」を「東讃県税事務所納税課」

に改め、「及び納税第一課」を削り、同項を同条第五項とする。

第三条第一項第一号中「まで」の下に「、第七号から第九号まで及び第十三号」を加え、

同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、

同条第二項第一号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号」に改める。

第四条第一号から第四号までを次のように改める。

一 第二条第一項第七号から第九号まで及び第十三号に掲げる事務

二 第二条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務

三 第二条第三項第一号に掲げる事務

四 前条第一項第三号に掲げる事務

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十三号

香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則

香川県ふじみ園規則（昭和五十四年香川県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表知的障害者更生施設の項中「六十人」を「七十人」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十四号

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和四十七年香川県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

	(イ) 用途	(ロ) 規 模	(ハ) 報告の時期
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上のもの	毎月七月一日から九月三十日まで
百貨店、マーケット、	地階若しくは三階以上の階		

第八条第二項を次のように改める。

二	三	四	五	六	七
<p>展示場又は物品販売業を営む店舗</p> <p>に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの</p> <p>毎年七月一日から九月三十日まで</p>	<p>ホテル又は旅館</p> <p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が六百平方メートル以上のもの</p> <p>毎年七月一日から九月三十日まで</p>	<p>病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）又は児童福祉施設等（入所施設を有するものに限る。）</p> <p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が六百平方メートル以上のもの</p> <p>昭和四十八年を始期とし、二年ごとの九月一日から十一月三十日まで</p>	<p>公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店</p> <p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの</p> <p>昭和四十八年を始期とし、二年ごとの九月一日から十一月三十日まで</p>	<p>学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p> <p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの</p> <p>昭和四十八年を始期とし、三年ごとの四月一日から六月三十日まで</p>	<p>寄宿舎</p> <p>地階若しくは三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が六百平方メートル以上のもの</p> <p>昭和四十八年を始期とし、三年ごとの四月一日から六月三十日まで</p>

2 施行規則第五条第三項の規則で定める書類は、配置図及び各階平面図とする。ただし、法第十二条第一項の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。第八条第三項中「前項の報告」を「施行規則第五条第二項の報告書」に改める。第十条を次のように改める。

(建築設備等の定期報告)

第十条 施行規則第六条第一項の規定により知事が定める報告の時期は、前条第一項の昇降機にあつては当該昇降機の設置者が法第七条第五項(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する毎年当該月の前一月間とし、前条第二項の建築設備にあつては毎年四月一日から十一月三十日までとし、同条第三項の昇降機等にあつては毎年四月一日から同月三十日までとする。

2 施行規則第六条第三項の規則で定める書類は、各階平面図に建築設備等の位置を明記したものとす。ただし、法第十二条第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

3 施行規則第六条第二項の報告書は、報告の日前三月以内に検査し、作成したものでなければならぬ。

第二十条中「第四条の八第一項第三号」を「第四条の八第一項第四号」に改める。

第二十三条中「正本一通及び副本一通」及び「それぞれ」を削り、「添えて」を「添えたもの正本一通及びその写し一通を」に改める。

第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

第六号様式及び第七号様式

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第四十五号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則(昭和三十九年香川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百五十八条第一項及び第七百条の五十四第一項の証紙(以下「狩猟者登録税・入猟税証紙」といふ。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六十九第一項の証紙(以下「狩猟税証紙」といふ。)の形式は、別に定める。

第七条を次のように改める。

(売りさばき人の住所氏名変更届等)

第七条 売りさばき人は、その住所又は氏名(団体にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)の変更があつたときは、証紙売りさばき人住所氏名変更届(第六号様式)に売りさばき人証を添えて、知事に提出しなければならない。

2 売りさばき人は、売りさばき所を廃止したときは、証紙売りさばき所廃止届(第六号様式(二))に売りさばき人証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 売りさばき人は、売りさばき所を変更するときは、あらかじめ、証紙売りさばき所変更届(第六号様式(三))に売りさばき人証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前三項の規定による届出があつたときは、売りさばき人証を書き換えて交付する。

第九条第二項第二号中「狩猟者登録税・入猟税証紙」を「狩猟税証紙」に改める。

別表2の項第五号及び第六号中「及び入学金」を「、入学金及び証明手数料」に改める。第一号様式(その三)を削る。

第六号様式の三中「狩猟者登録税・入猟税証紙」を「狩猟税証紙」に、「登録(建設)」を「建設(建設)」に、「登録(建設)」を「建設(建設)」に、「登録(建設)」を「建設(建設)」に改め、同様に備考として次のように加える。

備考 変更後の証紙売りさばき場所付近の見取図を添付すること。

第八号様式から第十三号様式まで、第十六号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「狩猟者登録税・入猟税証紙」を「狩猟税証紙」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

香川県告示第二百二十号

昭和四十四年香川県告示第八百十九号(狩猟者登録税及び入猟税の徴収金のうち証紙徴収に係るものの課税地の指定)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

香川県告示第二百二十一号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表高松支店の項中、「サンポート高松推進事務所」を削り、同表東支店の項中、「教育委員会事務局東讃教育事務所」の下に、「体育館、武道館」を加え、同表県庁支店の項中、「栗林公園観光事務所、高松高等技術学校」を、「高松高等技術学校、栗林公園観光事務所」に、「文化会館」を、「歴史博物館、文化会館、県民ホール」に改め、同表屋島支店の項を次のように改める。

屋島支店

高松市

屋島陸上競技場

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表香西支店の項中、「自然科学館、高松西高等学校」を、「高松西高等学校、自然科学館、総合運動公園」に改め、同表志度支店の項中、「医療短期大学」を、「保健医療大学」に改め、同表

国分寺支店の項を次のように改める。

国分寺支店	端岡出張所	国分寺町	総合水泳プール
-------	-------	------	---------

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表内海支店の項中、「内海警察署」を、「小豆警察署」に改め、同表土庄支店の項中、「土庄警察署」を削り、同表坂出支店の項中、「中讃保健所坂出支所」を削り、同表坂出東部支店の項中、「坂出土木事務所」の下に、「埋蔵文化財センター」を加え、同表丸亀支店の項中、「中讃保健所」を削り、同表城西支店の項中、「丸亀城西高等学校」の下に、「丸亀武道館丸亀競技場」を加え、同表丸亀東支店の項中、「香川丸亀養護学校」を、「中讃保健福祉事務所、香川丸亀養護学校」に改め、同表琴平支店の項中、「中讃保健所琴平支所、中讃福祉事務所」を削り、同表多度津支店の項中、「多度津警察署」を削り、同表三島支店の項中、「伊予三島市」を、「四国中央市」に改める。

平成十六年三月三十一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています